

地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東 基本利用料金表(R3.8.1)

算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①施設サービス費 (1割負担額)	ユニット型個室 661円	730円	803円	874円	942円	
②施設サービス費 加算 (1割負担額)	日常生活継続 支援加算(Ⅱ)	新規入居者様の総数のうち、要介護4または5の入居者様が70%以上を占める施設の加算。 46円				
	看護体制 加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置しています。 12円				
	看護体制 加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保しています。 23円				
	夜勤職員 配置加算(Ⅱ)イ	夜勤(18:00～翌10:00)を行う介護職員又は看護職員の数が、3人以上勤務しています。 46円				
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階1	650円				
	第3段階2	1,360円				
	第4段階	1,500円(朝食:370円 昼食:504円 おやつ:50円 夕食:440円 合計1,364円+消費税)				
④居住費 負担限度額	第1段階	820円				
	第2段階	820円				
	第3段階1	1,310円				
	第3段階2	1,310円				
	第4段階	2,006円				
利用負担額合計 (①+②+③+④) ※1日あたり ※介護職員処遇改善加算 含	第1段階	1,994円	2,071円	2,152円	2,231円	2,305円
	第2段階	2,084円	2,161円	2,242円	2,321円	2,395円
	第3段階1	2,834円	2,911円	2,992円	3,071円	3,145円
	第3段階2	3,544円	3,621円	3,702円	3,781円	3,855円
	第4段階(1割)	4,380円	4,457円	4,538円	4,617円	4,691円
	第4段階(2割)	5,254円	5,408円	5,570円	5,728円	5,876円
	第4段階(3割)	6,128円	6,359円	6,602円	6,839円	7,061円
利用負担額合計 ※1ヵ月あたり (31日分) ※介護職員処遇改善加算 含	第1段階	61,834円	64,209円	66,720円	69,163円	71,503円
	第2段階	64,624円	66,999円	69,510円	71,953円	74,293円
	第3段階1	79,814円	82,189円	84,700円	87,143円	89,483円
	第3段階2	87,874円	90,249円	92,760円	95,203円	97,543円
	第4段階(1割)	135,800円	138,175円	140,686円	143,129円	145,469円
	第4段階(2割)	162,914円	167,664円	172,686円	177,572円	182,252円
	第4段階(3割)	190,028円	197,153円	204,686円	212,015円	219,035円

※介護保険負担限度額認定については秋田市介護保険課へ申請が必要となります。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記施設サービス費に下記の各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数を
加算します。(算定必須加算です。一覧表にはすでに組み込まれております。)

○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記施設サービス費に下記の各種加算を加えた1月あたりの総単位数に2.7%を乗じた
単位数を加算します。(算定必須加算です。一覧表にはすでに組み込まれております。)

《その他の介護給付サービス加算》 ※要件に該当する場合は加算の対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価・・・・令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ。
- ・ADL維持等加算(Ⅰ)30円/月、ADL維持等加算(Ⅱ)60円/月 厚生労働省へADL値の提出を行う。
- ・自立支援促進加算 300円/月 自立支援計画を策定し、ケアを実施し、厚生労働省へ結果の提出を行う。
- ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3円/月、褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円/月 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し、厚生労働省へ結果の提出を行う。
- ・安全対策体制加算 20円/回 入居時に1回を限度として算定を行う。
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月 ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等を基本的情報を厚生労働省へ提出を行う。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・・・・12円/日 個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・・・・20円/月 厚生労働省へ結果の提出を行う。
- ・栄養マネジメント強化加算・・・・・・11円/日 常勤の管理栄養士が1人配置した場合の加算。
- ・療養食加算・・・・・・6円/回 療養食(糖尿病食・腎臓病食・貧血食等)を提供した場合の加算。
- ・初期加算・・・・・・30円/日 入居した日から起算して30日以内の加算。
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)・・・・・・110円/月 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者の方に対して口腔ケアを月2回以上行い、
厚生労働省へ結果の提出を行う。
- ・外泊時費用・・・・・・246円/日 外泊初日と最終日以外の負担額(月に6日まで)。
- ※入院された場合は、状況によって引き続き介護負担限度額認定証の有無にかかわらず、居住費(2,006円)をご請求する場合があります。
- ・若年性認知症入所者受入加算・・・ 120円/日 若年性認知症の方が入居された場合に、個別の担当を定め、特性やニーズに応じた
サービス提供を行う。(65歳の誕生日の前々日まで)
- ・看取り介護加算(Ⅰ)・・・・・・72円(15日)、144円(27日)、680円(2日)、1280円(1日) 看取り介護を行った場合。

※医療費、調剤料金、歯科診療費、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種代金

※オムツ代、日常の洗濯代は施設サービス費に含まれます。

※持込された電気機器の電気代(冷蔵庫1,200円/月、テレビ1,000円/月、電気毛布500円/月)等

※その他の日常生活費として、理美容代、外部委託のクリーニング代

※ご家族が居室に宿泊される場合、寝具一式(マット、肌掛布団、シーツ、包布)を依頼された場合は、180円/日で貸与します。